

議案第 13 号

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例

橋本市都市公園条例(平成 18 年橋本市条例第 195 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後		改正前																							
(使用料) 第13条 略 2 略 3 有料施設を利用する者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合における使用料の額は、前2項に規定する使用料の額の3倍に相当する額とする。 別表第2(第13条関係) 1～3 略 4 有料施設の使用料 (1)橋本市運動公園 ① プール ア プールの使用料		(使用料) 第13条 略 2 略 3 別表第2の4(3)に規定する住吉運動公園の各施設を市外の個人又は団体が利用する場合は、当該利用者は第1項に規定する使用料の額に当該額の5割を加算した額を納付しなければならない。 4 有料施設を利用する者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合における使用料の額は、前3項に規定する使用料の額の3倍に相当する額とする。 別表第2(第13条関係) 1～3 略 4 有料施設の使用料 (1)橋本市運動公園 ① プール ア プールの使用料																							
備考 1～3 略 イ 50メートルプールを専用利用する場合(大会等に限る。)		備考 1～3 略 イ 50メートルプールを専用利用する場合(大会等に限る。)																							
<table><tr><th colspan="2">種別</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="2">プール</td><td>個人</td><td>大人1人につき 908円</td></tr><tr><td>小人1人につき</td><td>454円</td></tr><tr><td>団体</td><td>1人につき</td><td>334円</td></tr></table>		種別		金額	プール	個人	大人1人につき 908円	小人1人につき	454円	団体	1人につき	334円	<table><tr><th colspan="2">種別</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="2">プール</td><td>個人</td><td>大人1人につき 762円</td></tr><tr><td>小人1人につき</td><td>381円</td></tr><tr><td>団体</td><td>1人につき</td><td>286円</td></tr></table>		種別		金額	プール	個人	大人1人につき 762円	小人1人につき	381円	団体	1人につき	286円
種別		金額																							
プール	個人	大人1人につき 908円																							
	小人1人につき	454円																							
団体	1人につき	334円																							
種別		金額																							
プール	個人	大人1人につき 762円																							
	小人1人につき	381円																							
団体	1人につき	286円																							
時間帯 一般 高校生 小学生、中学生 午前 5,806円 4,639円 3,473円		時間帯 一般 高校生 小学生、中学生 午前 4,848円 3,877円 2,905円																							

午後	11,639 円	9,306 円	8,139 円
② テニスコート			
ア テニスコートの使用料			
種別	単位	使用料	
テニスコート	1 面 1 時間	519 円	
イ 付属設備使用料			
種別	単位	使用料	
照明設備	1 面 1 時間	519 円	
シャワー設備	1 回	96 円	
③ 多目的グラウンド			
ア 多目的グラウンド専用使用料			
利用区分	利用時間	使用料	
午前	9 時から 12 時まで	5,130 円	
午後	12 時から 17 時まで	8,565 円	
夜間	17 時から 21 時まで	5,704 円	
備考 この表に定める利用時間を超えて利用する場合は、1 時間につき 1,704 円を加算する。この場合において、その超える利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。			
イ 付属設備使用料			
種別	単位	使用料	
照明設備	1 時間	3,417 円	
シャワー設備	1 回	96 円	
拡声装置	1 式(1 日当たり)	2,278 円	
陸上競技用具	1 式(1 日当たり)	2,278 円	
④ 略			

午後	9,705 円	7,762 円	6,791 円
② テニスコート			
ア テニスコートの使用料			
種別	単位	使用料	
テニスコート	1 面 1 時間	477 円	
イ 付属設備使用料			
種別	単位	使用料	
照明設備	1 面 1 時間	477 円	
シャワー設備	1 回	96 円	
③ 多目的グラウンド			
ア 多目的グラウンド専用使用料			
利用区分	利用時間	使用料	
午前	9 時から 12 時まで	4,286 円	
午後	12 時から 17 時まで	7,143 円	
夜間	17 時から 21 時まで	4,762 円	
備考 この表に定める利用時間を超えて利用する場合は、1 時間につき 1,429 円を加算する。この場合において、その超える利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。			
イ 付属設備使用料			
種別	単位	使用料	
照明設備	1 時間	2,858 円	
シャワー設備	1 回	96 円	
拡声装置	1 式(1 日当たり)	1,905 円	
陸上競技用具	1 式(1 日当たり)	1,905 円	
④ 略			

(2) 神野々緑地

① キャンプ場
ア キャンプ場使用料

期間	利用区分	利用時間	単位	使用料
夏季 4月1日 から10月 31日まで	宿泊の場合	10時から翌10時 まで	1区画	3,417円
	宿泊以外の場合	10時から20時ま で	1区画	2,278円
冬季 11月1日 から3月31日ま で		10時から17時ま で		

備考

1 略

2 この表に定める利用時間を超えて利用する場合は、1時間につき565円を加算する。この場合において、その超える利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

② 芝生広場

ア 芝生広場使用料

期間	利用区分	利用時間	単位	使用料
夏季 4月1日 から10月 31日まで	全面の場合	9時から20時ま で	1時間	1,130円
	半面の場合		1時間	565円
冬季 11月1日 から3月31日ま で	全面の場合	9時から17時ま で	1時間	1,130円
	半面の場合		1時間	565円

備考 略

イ 芝生広場グラウンドゴルフ使用料

(2) 神野々緑地

① キャンプ場
ア キャンプ場使用料

期間	利用区分	利用時間	単位	使用料
夏季 4月1日 から10月 31日まで	宿泊の場合	10時から翌10時 まで	1区画	2,858円
	宿泊以外の場合	10時から20時ま で	1区画	1,905円
冬季 11月1日 から3月31日ま で		10時から17時ま で		

備考

1 略

2 この表に定める利用時間を超えて利用する場合は、1時間につき477円を加算する。この場合において、その超える利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

② 芝生広場

ア 芝生広場使用料

期間	利用区分	利用時間	単位	使用料
夏季 4月1日 から10月 31日まで	全面の場合	9時から20時ま で	1時間	953円
	半面の場合		1時間	477円
冬季 11月1日 から3月31日ま で	全面の場合	9時から17時ま で	1時間	953円
	半面の場合		1時間	477円

備考 略

イ 芝生広場グラウンドゴルフ使用料

利用時間	単位	使用料
1 ラウンド(8 ホール)	フリーラウンド(24 ホール以上)	
9 時から 20 時1 人	112 円	334 円
まで		
(3) 住吉運動公園		
① 多目的広場使用料		
ア 多目的広場使用料		
利用区分	利用時間	使用料
午前	8 時から 12 時まで	565 円
午後	12 時から 17 時まで	565 円
② テニスコート		
ア テニスコート使用料		
利用区分	利用時間	使用料(1 面につき)
午前	8 時から 12 時まで	1,038 円
午後	12 時から 17 時まで	1,038 円
夜間	17 時から 22 時まで	2,084 円

利用時間	単位	使用料
1 ラウンド(8 ホール)	フリーラウンド(24 ホール以上)	
9 時から 20 時1 人	96 円	286 円
まで		
(3) 住吉運動公園		
① 多目的広場使用料		
ア 多目的広場使用料		
利用区分	利用時間	使用料
午前	8 時から 12 時まで	477 円
午後	12 時から 17 時まで	477 円
夜間	17 時から 22 時まで	477 円
② テニスコート		
ア テニスコート使用料		
利用区分	利用時間	使用料(1 面につき)
午前	8 時から 12 時まで	953 円
午後	12 時から 17 時まで	953 円
夜間	17 時から 22 時まで	1,905 円

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。